

佐藤博幸委員長

おはようございます。ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の欠席届者はありません。出席者は定足数に達しております。

傍聴の方は、もうすでにお入りですのでご了承お願いします。なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますのでご了承願います。

傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。入室時にお渡ししておりますが、改めて申し上げます。委員会審議の妨げとならぬよう私語等は慎んでいただくほか、携帯電話その他電子機器類の電源を切るようお願いいたします。

本委員会委員の辞任に伴い、副委員長が欠員となりましたので副委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法は、委員長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に菅井巖委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま委員長において指名いたしました菅井巖委員を副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました菅井巖委員が副委員長に当選されました。ただいま副委員長に当選されました菅井巖委員がおられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に準じ、告知をいたします。席の移動をお願いいたします。

菅井巖委員をご紹介します。菅井巖委員ご挨拶お願いします。

菅井巖委員

はい、このたび委員の辞任ということで、私今度、副委員長ということで仰せつかりました。特別委員会の運営でありますので、委員長を補佐しながら運営をやっていきたいなと思っております。

ご協力お願い申し上げます。

佐藤博幸委員長	<p>それでは本日の議事に入ります。初めに報告であります。</p> <p>報告の1、記録の請求の提出状況について報告します。</p> <p>前回の委員会で決定いたしました記録の提出請求につきましては、去る4月15日付けで議長から関係者あてに、記録提出請求書を送付していただき、提出期限である4月26日までに記録の提出を受けました。この記録の請求目的は、平成29年から令和3年度までに市役所を退職した方々を対象に職員アンケートを実施するためアンケートを郵送するために請求したものであることから、このたび委員会として取得した記録は、委員の皆さんには配付いたしておりませんが、ご了承願います。</p> <p>次に、報告の2、職員アンケートについてを報告します。</p> <p>前回の委員会で市職員及び退職者を対象に職員アンケートを実施することを確認しております。アンケート依頼文やアンケートの質問項目の詳細に関する事務的な部分については、正副委員長と事務局で打ち合わせをすることについて、一任をいただきました。</p> <p>事前に弁護士に法的助言を求め、特に問題はないとの回答をいただき、このことも踏まえ協議をいたしました結果、委員の皆様に事前にお配りしましたアンケート依頼文及びアンケートになっております。</p> <p>主な変更点は、字句修正が中心ですが現職の職員に対しては、アンケート記載の利便性や筆跡が特定されない点などを考慮しまして、庁内のグループウェアを活用しアンケート（ワード版も利用）できるようにしましたので、ご報告いたします。</p> <p>昨日、草島委員からアンケートの書面の訂正案が出ております。</p> <p>草島委員の説明を求めます。</p>
草島進一委員	<p>はい、冒頭の文章を拝見しまして、市退職職員については匿名または実名となっていて、次の現職職員については、有志という形になっておりまして、統一性というところと正確性というところで、こういった訂正案を出させていただきました。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ただいま草島委員から訂正案の説明がございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見ございますか。はい、尾形委員。</p>
尾形昌彦委員	<p>はい、正確性を期すという点では、市退職職員の差出人を正確に書いて、括弧匿名で、どういう文書が出たか、次が、市退職職員の括弧実名でどういう文書が出たか、最後は、職員有志代表でしたかね括弧匿名というような形で、文書名も実は退職職員の匿名と実名も若干、即中止とか即時中止とかですね、違っておりますので、正確性を期すという点であれば、そのような形で実名を書かないということで、匿名だったのか実名だったのかは、括弧で付ければいいと思いますので、そのような正確な文書名と、あと差出人で提示をした方がよりいいのではないかなと思います。</p>

佐藤博幸委員長	はい、草島委員。今委員の提案に対して、ご意見ございましたがこれに対してはいかがですか。
草島進一委員	よりもっと細かくということですか。これをまた訂正するってことですか。なるほど。分かりました。 現状だと、すごくそのなんだ退職職員のやつと、有志職員のやつがこう、どれに係るとかがよく分からぬっていうところとか、あと匿名か実名かっていうところとかが、現職職員のやつは匿名か実名かっていうのが書いていないから、こういった指摘をしたんですけど、さらに訂正ということであれば、ちょっと今提示していただけませんか。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	はい、記録請求の方の文言を、記録請求の方の文言ありますよね。 13番が退職者の有志、これが括弧匿名で、文書名が「皆川治鶴岡市長のパワハラ行為の調査と即時中止を求める申入書」がまず出されました。 時系列で言うと、次が元職員、括弧実名で「皆川鶴岡市長のパワハラ行為の即中止と調査を求める申入書」が次に出ました。最後に、皆川市長のパワハラを求めるという部分は残しながら、鍵括弧嘆願書、これは職員有志代表で括弧匿名ということになると思いますので、いわゆる一対一で書いていけば、草島委員の求める正確性というところが出ると思いますので、そのように変更したらどうかという提案でございます。
草島進一委員	よろしいんじゃないでしょうか。
佐藤博幸委員長	よろしいですか。はい、そうしましたらただいまの草島委員からの提案とそれから尾形委員からのご意見を参考にしながらですね、正副委員長にご一任いただけますか。事務局と字句の訂正並びに加筆等をして正確性を期すことと、それから整合性を併せて持っていくかというふうに思います。
	はい、じゃあ進めます。次に回収後の集計につきまして協議を…
尾形昌彦委員	はい、尾形委員
	はい、すみません。アンケートの字句のところで、すみません。アンケート本体の問の3です。問2で受けたことがある言動を具体的に記入してくださいになってますので、「ください」に字句訂正をお願いしたいというふうに思います。
	それと後もう一点。別の観点ですけども、現職の職員に対しては、アンケート、ワード版での提出も可能ということになるんですけど、退職職員の場合、全部書くということになるわけすけれども、それに対応した例えばワード等、ワープロソフトで打ったものは扱いとして認めるという方向でいいのかどうかだけちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

佐藤博幸委員長	ただいま尾形委員からの確認の意味でのご発言がございました。この件に関して、皆さん他の委員の方のご意見ございますか。
黒井浩之委員	はい、黒井委員 その退職有志の方には、特定されて送られるということだと思うので、その方から、回答用紙と例えば同封するような形で一緒に例えれば問1何々とか、そういう形で例えればワードですとか筆跡を辿られたくないという思いで作りたいという方もいるかもしれませんので、このアンケート用紙と切れ離した形でなく戻ってくるようなものであればよろしいのかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、他にも意見ございますか。はい、そうしましたら懸念するところは、こちらの方でお願いした文案と返ってきた文案が違っていたりするっていう懸念があるんですが、そこは一番重要なところはその記入を願う部分ですので、そのところさえしっかりとですね、ご記入いただいたりすれば、ただいまのご意見は承認していいのかなというふうに思うんですが、どうでしょうかね。はい、田中委員
田中宏委員	様々なこういうアンケートだと数にもよるんでしょうけれども、今だとグーグルフォームのQRコードを付けてやることぐらいでいいのかなという感じもしたりして、それでやっぱりこの筆跡の問題とかありますし、現職職員の方については、ワードでの提出も認めているということにしてあると思うので、それは退職職員についても同じことはあるのかなというふうに懸念しますので、ぜひ電子的な提出っていうのを認めることにしたいというふうに考えますし、あとそのための手段としては「問何」っていうところの記入のところが合っていれば、例えばメールではメールアドレスであれですか、あれすけれども、あととにかくその、こここの具体的な手法については、一任いたしたいところですが、その例えればグーグルフォームのような匿名制で応募することができるということもあってもいいのかなという感じは受けます。
佐藤博幸委員長	はい、他の委員の方ご意見ございますか。はい、ないようでございます。それじゃあ、どうしましょうか。認めるという方向で、またなお具体的な方法については正副委員長にご一任いただけますか。よろしいですか。はい、じゃあご一任いただきました。それで進めたいと思います。 はい、他にこのアンケートの内容と方法についてご意見ございますか。あとこれで、今日で、決定したいと思っておりますので残された2点今保留になった意見ございますけれどもよろしいですか。はい、じゃあ進めてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。
	はい、次に回収後の集計につきまして、協議を行います。このことは前回の委員会で今回協議することにしていました事項であります。

例えば具体的ですね、誰が、どこで、どういう方法で集計するのかということでございます。ただ今日の委員会においてはですね、細かい具体的なところまでは、また次回にしてですね、窓口だったり集計の方法だったり保管方法だったりですね、そういうことなたが、どこで、どんなことをするかという方針だけを決めたいと思っております。

このことについてご意見ござりますか。ございませんか。はい、ないようですが、私の私案、私の案ということで、このアンケートについては非常にデリケートなものでございます。先ほどからありますように筆跡だったり名前だったりということがございますので、事務局にお願いできればというふうに思っておりますが。そしてまたその後のですね、保管の方法や場所それから集計のための入力、こうしたことはですね、やはり秘密を守るとか人権を守るとか、そういうことに関連してきますので、あくまでも客観的なまたそういった秘密を保てるところといいますと、やはり事務局かなというふうに思っているんですが、この今の私の案でどうですか。事務局にはご苦労おかげしますが、お願いをできればと思っております。よろしいですか。異論ございませんか。はい、じゃあそのように進めたいと思います。事務局よろしくお願ひします。ご苦労をお掛けしますが。はい、よろしくお願ひします。

あと具体的なところはまた先ほど申し上げましたように、また次回決めてまいりたいというふうに思います。はい、それでは協議題の1、協議に入ります。記録の請求についてを議題とします。このことについては、3月15日に開催された第3回の委員会で協議を行いましたが、お手元の資料のとおり一部記録の請求事項については、弁護士からアドバイスをもらった上で協議を進めたらどうかというご意見をいただき、請求の有無が保留になっていた事項であります。

前回の委員会で本委員会への弁護士が選任されましたことを受けまして、この件について、弁護士へ照会をいたしました。照会の結果、記録の請求にあたっては事前に当該記録の存在することが、記録の請求にあたっては前提条件ではない旨の回答をいただきました。

また、地方自治法の規定により請求した記録を提出しないと罰則を科せられる場合もあることを考えると、請求したい記録の存否が不明確の場合は、まずは任意の依頼文書で文書の存否について照会し、文書が存在することが明らかになった場合は、正規の手続きに基づいて記録の請求をしてはどうかとのご助言をいただきました。

請求する記録一覧表の12番、21番、22番が前回の協議で保留となっている請求事項でありますので、ただいまの弁護士からの助言を踏まえて協議を行います。なお、協議は一括して行い、採決は個別に行いたいと思っております。このことについて何かご意見ございま

令和4年4月28日 第5回 100条調査特別委員会 会議録

	せんか。はい、佐藤委員。
佐藤昌哉委員	3件について請求の仕方についても委員長からありましたけれども、私からはちょっと1つ追加の請求をお願いしたいということでの提案です。
	21番目の件ですけれども、皆川市長の職員に対するパワハラ行為について市職員組合への情報提供、相談等の記録メモ等ということでありますけれども、これに加えて前回も話題になりましたけれども市職労の方でアンケート調査をしているということで確か8日まで締め切りというような形で、集計はどのようになっているか分かりませんけれども、この結果についての記録の請求1項目を追加提案したいということあります。
	そういうことで今回の実態とそちらの方の実態と重ね合わせることによって、より信頼度の高い情報を得ることができるのではないか、実態把握ができるんじゃないかという理由で請求したいというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、ただ今佐藤委員の方から追加で請求してはどうかというご意見が出ました。
	この提案に対しまして、ほかの委員の方ご意見ございますか。賛成意見反対意見ございませんか、いいですか。はい、田中委員
田中宏委員	あくまでも先ほどすみません、弁護士さんの助言の話ちょっと口頭だったので、いまいち明確に理解していないところがあるんですけれども、あくまでも任意でお尋ねをして、そういうのありますよねで、お出しいただけますかで向こうがどう答えるかあれですけれども、拒否する権利っていうのはあるんですよね。
佐藤博幸委員長	はい、正当な理由がそこにあるかつていうことになります。
	はい、田中委員
田中宏委員	あくまでもあの任意であるということを確認した上であれば、打診してみるとっていうのはあるのかもしれないなという感じがします。
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	この場合の正当な理由というのは、委員会で正当かどうかを判断することですか。
佐藤博幸委員長	その書類名だったり、それからその拒否する理由が例えばの話で、仮定の話はできませんので、その場合そのケースによってですね、そういうこともあり得るということになります。はい、石井委員
石井清則委員	例えばの話になってしまって、目的外なので出せませんってのは正当な理由になると思う。それも委員会で判断するということ。
佐藤博幸委員長	その目的外っていうのはどういう場合ですか。はい、石井委員
石井清則委員	例えば今提案あった職員アンケートっていうのもあったみたいですが、それは市職のほうで市職のために取ったもので、100条委

員会に使われるのが目的外だというのは正当な理由になるのかならないのかというその正当か正当じゃないかがすごく曖昧の中で、多分出すときに市職の方でとったときに、そんな目的ではないんだということを言い張ったとしても、この100条委員会で、いや目的外じゃないので出してくださいということになって、出さなければ罪に問われるわけですよ。

さらにそれを出したことによって、目的外のことを行ったことによって、アンケートをとった側と職員の方でも話が違うと余計な揉め事が起こる可能性がかなり高いと。そうなると目的外か目的外じゃないかということの判断がこの委員会で決めていって、その結果いろんな言ったことが起こる可能性があるというのが想定されるのかなと思っていたんですが、その場合に正当な理由っていうのが委員会で決定するのか、何らかの基準があるのかをかなり強い権力を持っている委員会ですので、そして犯罪にとえるという委員会ですので、その辺がちょっと具体的になつていかないと慎重にした方がいいのかなと思っています。

佐藤博幸委員長	はい、ほかのご意見ございますか。はい、石井委員
石井清則委員	結局、委員会で正当か正当じゃないか決めるということですか。
佐藤博幸委員長	そういう意味ではございませんので、ほかの委員の方のご意見を伺いして皆さんで協議をしたいと思います。はい、石井委員のご意見は分かりました。ほかの委員のご意見はいかがですか。はい、坂本委員
坂本昌栄委員	やはり今の言っていたように、正当か正当じゃないかっていうことを判断するのがどこであるのかがしっかりとしてからでないと、このことを例えば先ほどの連合にもアンケートをとりますけれども、そのアンケートは目的外になるわけですよね、使用するとなるとこちらに、100条に提出していただくときに、その連合の組合員さんと連合側との、組合との関係とかを考えるいろんな問題が生じてくるのではないかかなと思うので、正当か正当じゃないかを決めてからじゃないと情報提供いただけないのかなと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	100条10項については、全ての国の機関以外請求できるということになっておりますけれども、今のように任意であるかないかっていうこと、あることは分かっていますので、出せない、2つあると思うので、出せない場合はどういった理由で出せないのか、これを例えれば藤井弁護士の方から、これが正当な理由に値するのかしないのか、それとも、もう1つはその出せるか出せないかということを確認するのがいいのかということもありますけれども。何だ…
佐藤博幸委員長	傍聴者に申し上げます。ただいま前の方に、石井委員に…（「退場だ」という者あり）によってですね、そういったことはやめていただきた

	<p>いと思います。よろしいですか。（「職員組合では市長のパワハラに関しては…」という者あり）</p> <p>発言は認められません。場合によっては、退席をしていただくことになります。警告しておきます。はい、発言の途中でしたが。</p>
佐藤昌哉委員	<p>そういうことで、別にそういうトラブルしようと思つては当然ないわけで、そこに項目としては話によれば市長のこととも関連している。全く目的外ではあるということにはならないと思います。</p> <p>その他の部分についてもあるのか、あるとしてもこれは秘密会においてやるということであれば、何らその秘密保持になるわけなので、そこまで過敏になる必要はないと思う。あくまで実態把握の1つの手段として、そちらの方からの情報提供をお願いしたいという形です。そうすることによって、いろんな情報を集約することによって実体把握ができ、真相究明に近づいていく。</p> <p>それからアンケート調査の精度も高まるということの利点からすれば、できるだけ協力いただいて記録を請求して回答いただきたいということでありますけれども、それが正当であるか否か、例えば断った場合、断られた場合、断られる前にそれが出せるか出せないかっていうこともですね、弁護士さんと相談をしていただいてもいいのかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。よろしいですか。はい少々お待ちくださいね。はい、黒井委員。
黒井浩之委員	今回そういったアンケートを取られたということも、ある意味100条委員会でそういった動きがあるということとの関わりも当然あるとは思いますけれども、如何せんこちらの12、21、22は、ある意味議会でも事前に「ある」「なし」ですとか、そういう話題にもなりまして、それでその存否をまず明らかにしたいと、そういうことの事情も出ていますけれども、そういうアンケート関係ですと、言ってみれば、100条設置後の動きとなりますと、そういうものに対して提出を求めるっていうのは、相手方とのやっぱり関係ですとか、そういうものも、ちょっと少しやりとりですとか、してからでも間に合うと言いますか、職員組合も様々な問題把握はしていると思うので、そういう形からのご意見などは、またいただけると思いますけれども、そういうことでもう少しちょっとやり取りをしてから踏み込んでいいのかなと思うのが一つと、あとアンケートは、今現在、全部集計終わりというか結論まで至っていないという状況だと思いますので、その辺りは、もう少しちょっと意見を聞いてから、この場で決めないで、からでもいいのかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長 草島進一委員	はい、ちょっとお待ちくださいね。はい、草島委員 今話題になっている市職労のアンケートなんですが、そのアンケ

令和4年4月28日 第5回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>ートは、市長のパワハラだけのアンケートではないっていうふうに僕は把握しているんですけども、佐藤委員はどのように、その市職労のアンケートについて把握されていますか。内容について、これ職員全体のパワハラの案件のアンケートというふうに、私は捉えているんですけども、どういうふうに捉えていますか。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	<p>全体を明確に捉えているわけではありませんけれども、この間…委員がおっしゃったように全体だということで、その中にも市長は入っているということも聞いていましたので、ただ組合の方でアンケートの結果を集計して、その結果がきちんと出ているのか出でないのかも分からぬわけで、ただ出でない中で求めても、これは仮にアンケートの調査票しか出でこなければ意味がないので、そういう意味で多分全体としてはあるんでしょうけども、その部分で市長の部分もあるというようなことは聞いておりますので、その辺も確認するために、それは、この部分と調査の目的とは一致している部分がそこにはあるということだと思います。その部分で請求したいということあります。</p>
佐藤博幸委員長	はい、この件は、あとはいいですか。はい、石井委員
石井清則委員	<p>市職のアンケート私も詳しく内容は知らないわけですけれども、なんか話によると全体に対して取ったものだと。</p> <p>この委員会として市長に関係ない部分をどう扱うのかというのが、結局この委員会立ち上げたときも問題があるからこの調査をするんだと、例えば全体を取った場合に、当然職員間のパワハラも出てくると思うんです。そういう場合、この協議事項に追加して100条の権限を持ってやるのか若しくは関係のない部分は黙認していくのか。また別の委員会を立ち上げていくのかということまで発展していくのかなと思います。</p> <p>市長に関しては、ちゃんと調査をするけれども、例えば幹部職員から職員に対してのパワハラが仮にあったというようなことがあったときに同じよう100条で取り上げていくのか。市長のことは追求するけれども、職員のことは追及しないという考えになっていくのか。</p> <p>その辺のいきさつっていうか流れが当然市長のことをしっかりと調べようってなったときに、同じアンケートで資料提供されたときに、何が出てくるか分かりませんけども、そこはどうなっていくのかというところがすごく疑問に思っているんですけども、もし仮に、仮定の話です。全体に対して取ったという情報が今ありましたので、全体の中から市長に関することだけを抽出して活用させてくれということなのか。</p> <p>ちょっとその辺が今のところ存在があるんだろうなというものぐら</p>

	いしか分からないので、今どうだという判断はできないかもしれません、ちょっとその辺が新たなものだと目的外で使用されて取られたものを使った場合に、この委員会としてどう対応していったらいいのかなっていうのが、かなり疑問に思うんですけども。その辺もし考えがあれば。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	はい、今石井委員から意見出ましたけれども、この委員会はあくまでも市長のパワハラに関する調査ということで、それに限定した調査を行う。それ以外のものは、この委員会の中では取り上げないということだと思います。
佐藤博幸委員長	今話題になっている資料自体は、この調査をしっかりとやっていく上では、非常に貴重な資料だと思われます。その提出するしないの理由、これが正当かどうかの判断は、法の根拠に基づいてやられるものだと思います。従って弁護士さんにその判断も仰ぎながら、そこで判断していくべきものだと考えます。
石井清則委員	はい、石井委員
	前回で終結しましたけど、倫理審査会に私参加していましたけれどもそのとき条例の関係で期間が限定されて、その事前のものっていうのは、全く審査の対象にならない。で実際今公表されているもので、66件かな。あったうちの半数しか審査の対象に含まれなかつたと、そのことに関して委員の私の方にもなんできかないんだということがかなり言われております。
	つまり徹底的にちゃんとやるのであれば、最後まで責任を持ってやらないといけないと思いますので、もし新たな疑惑だと出た場合、同じように調査するべきだと。この委員会でしないというのはよく分かるんですけども、それを議長なりに委員会として提言していくだとかしていかないと多分市民の理解が得られないと思うんです。
	市長のことを調べているから、それ以外は知りませんっていう委員会としての対応はいいと思うんですけども、それ以外の部分に関しては、議会として資料請求しているわけですので、その資料で分かつた事実をしっかり調査するように委員会として、議長なりに提案していかないと、そこまで腹を決めてちゃんと資料請求していかないと多分そこで市民からの理解が得られないじゃないかなという。で実際倫理の関係ではありましたので、そのことは委員長、資料請求する場合にはちゃんと考えていただいた上で資料請求、全然資料請求してもらってもいいと思いますし、法に基づいて出せるものは出してもらえたる調査が進みますので、それはいいと思うんですけども新たなものが出たとき、そのことはしっかり考えた上で委員会として運営していくないと、資料請求慎重にしていくべきだなと思います。

令和4年4月28日 第5回 100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	はい、ちょっとお待ちくださいね。石井委員に申し上げます。簡潔明瞭にお願いしますね。同じようなことを何度もないようにお願いをして。はい、簡潔明瞭にお願いします。はい、田中委員
田中宏委員	請求の話なのですから、それは100条の第1項に基づく請求か第10項に基づく請求かというのは、どう考えていらっしゃいますか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	<p>第1項は、請求できるということでなっていまして、個人の多分だと思います。10項は、法人とかその他の団体に請求できるということになっておりまして、しなければならない、することができるということで義務規定になっているわけですね。</p> <p>ですから非常にこれは相手側にとっては重いということなんです。答えなければならないということなので。ただ正当な理由があればという議論が今なっているわけですけれども、その正当な理由があれば我々は認めて断念せざるを得ないっていう場合が発生してくるかもしれませんけれども、基本的にはこの中で不利益になるようなものがあるのかということがあると思うんですね、出す方で。それを出したことによって、それ辺の判断は、我々はする術もないわけなので、その辺はきっちとこの法の解釈の基に請求したことによって、相手側が出せない理由が、正当な理由に当たるのが当たらないのかは、今あつたように法的なそういうたその知識もないでの、ある程度弁護士さんから意見を聞きながら対応するしかないのかなということあります。</p> <p>なので、請求に当たっては、元に戻しますけれども、そういう懸念があるとすれば、出せるか出せないかを聞くのがいいのかですね。弁護士さんと相談して、それともこれでドンとやって答えもらって、回答できる、できないを判断するのも弁護士さんにお願いするのか、その2つだと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	<p>100条調査権の概要の12ページをご参照いただきたいんですけども、皆さんお持ちですよね。100条調査権の概要の12ページ。</p> <p>それでここによれば、第1項の規定の請求の場合には罰則規定あるけど、10項で請求した場合には正当な事由なく提出、正当な事由っていうのは定義はありますけれども、罰則規定はないっていう話ですね。大きな違いがあると思います。</p> <p>それであとその1項の話で言ったら、普通地方公共団体の事務に関する調査の話だと言うんですけれども、ここが1番、前から問題していますけれども、その市職労さんってまさに労働委員会に属する領域の話をされているのかなと思いますので、ここは何に基づいて請求しているのかっていうことは、明らかにしてから請求すべきだと思いますので、ここは多分、今日この感じだと共通認識があまりないので結</p>

	<p>論出ないかなと思いますけど、その1項による請求なのか10項による請求なのかなっていうところは、大事かなというふうにご指摘いたします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、冒頭に申し上げましたように今日は弁護士からのアドバイスによって、最初にまず存否を明らかにして、まずあるかないかの文書をお送りして、それに対する存否の回答が来たらですね、またただいまの、今日の議論を踏まえて決定していきたいと思います。</p> <p>ですから今日は、まず存否を問うということで出したらどうかなと思いますがどうでしょうか。いいですか、今日の段階そこまでなんです。もし回答が来て、またあるとなれば、また請求するしないをまた後日協議をしたいと思います。よろしいでしょうか。じゃあそういうことにしたいと思います。存否の書面をお送りするということでよろしいですか。はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>すいません確認です。これまでだと例えば市職労さんに対してはパワハラ行為について情報提供や相談等の記録メモ等というふうになっておりますので、アンケートを含むのかどうかっていうところちょっとはっきりしないところあるんですけども。</p> <p>そこを含めてまず存否を確認するということでおろしいのか。とりあえずアンケートはまだ煮詰まってないので、そこを外した形でやるのか。我々としてはアンケートの存否も含めてという意味できつき提案をしているわけですけど、その辺がどうなのかなっていうことで。存否聞くのはとりあえずいいんだという話であれば、今日そこまでは行けると。</p> <p>あとは先ほど石井委員からあったようにじゃあどこまで求めるんだという部分に関しては、出したくないところは黒塗りなりという出し方もあるでしょうし、我々が今求めているのは皆川市長の这样一个になりますので、出し方はまあ、請求するかどうか次ありますし、出し方については市職労さんにお任せするしかないのかなというふうに思いますので、存否については今日皆さん存否を確認する部分に関しては了解ということであれば請求についてはまだちょっと協議をしているということになるかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今の尾形委員からもありましたけれども、私の申し上げた内容もそういうことでございます。ただ今ここに提示されています書類名等にですねそのアンケートが含むか含まないかということになるわけですが、含むという考え方でお出しをするということでおろしいですか。はい、じゃあそういうことにしたいと思います。</p> <p>はい、それではあとはござりますか。12番、21番、22番、今この3件が協議これまでされておりましたが、ご意見ないようすでこれらの記録については、存否をまずお尋ねをすることで進</p>

めてまいりたいというふうに思います。よろしいですか。はい、そのように決しました。

ここで一応確認の意味で、この記録の存否を照会することについて賛成の委員の挙手を求めます。

はい、賛成多数あります。よってそのように決しました。ただいまの挙手は、番号12番、21番、22番ということで確認をしたいと思います。よろしいですね。はい、じゃあ進めます。

次に、証人喚問についてを議題とします。このことにつきましては、前回の委員会におきまして4人の証人を喚問することを確認しております。その際、証人尋問をする順番及び尋問事項について4月20日までに事務局に提出をお願いいたしました。

提案をいただきました皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題での証人及び尋問事項を集約し、委員の皆様へ事前に配付いたしております。

これから協議に入ります。最初に証人尋問する順番について協議を行います。順番につきましては、弁護士への助言を求めましたところ第三者である証人から順に証言を求め、その後、当事者からお聞きするのが順当ではないかというご助言をいただきました。

また、本調査事項では支援者から任意に記録の請求をする段階であり、記録が提出された場合は、尋問事項が追加等になる可能性があります。これらのこと踏まえまして、今証人として挙がっている4名の証人の順番については委員長において、1番 出納責任者、2番 元県議、3番 支援者、4番 皆川市長としたいと考えていますが、このことについてご意見ございますか。よろしいですか。はい、じゃあそのように決しました。

確認します。1番 出納責任者、2番 元県議、3番 支援者、4番 皆川市長とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員賛成あります。よってそのように決しました。

次に、4名の証人に対する尋問事項について協議に入ります。尋問事項については、協議を一括して行い、採決は個別に行います。なお、お配りいたしました尋問事項につきましては、提案いただきました案を事前に弁護士に法的助言を求めて、特に問題はない回答いたしておりますので報告をいたします。

それでは提出者の説明を求めます。はい、黒井委員

黒井浩之委員

配られております資料に関わりますけれども、一応私の方でも提出はしましたけれども、前回もそういった形で項目が重なっているという資料でしたので、今回こちらの方の中に合わせて入れ込んだような形にしておりますので一応申し上げたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい、それでは次に、五十嵐委員の説明を求めます。

五十嵐一彦委員

資料に基づいて説明させていただきます。1ページ目見ていただきたいと思います。この項目については、証人の相手方への通告ということも想定した上で作っております。なお、その際に100条委員会の実務の中に、この証言を求める事項について、1問1問詳細に質問事項を記載する必要はなく、「何々の件に対して、どのような事項の証言が求められているか、証人となるべき者が知り得る程度のものを書いておけばよい」という文面を参考にした上で提案しております。

最初に市長に対する委員長による主尋問、ここを基本にして、ほかの証人に対しての質問を提案しております。1ページ目の市長に対する委員長主尋問6項目あります。

1項目目、平成29年10月9日に支援者と皆川市長との間で行われた100万円の授受について

- (1) 100万円授受の事実について
 - (2) 100万円授受の状況について
 - (3) 100万円授受後の支援者とのやり取りについて
- という項目で提案しております。

2項目目として、選挙資金管理と支援者から渡された100万円の取り扱いについて

- (1) 選挙資金管理における市長と出納責任者の役割分担について
 - (2) 100万円授受に関する出納責任者への伝達報告について
 - (3) 100万円の処理に係る出納責任者への指示等について
 - (4) 100万円の使途について
- とされております。

大きな3つ目の項目、支援者から渡された100万円の選挙運動費用収支報告書への不記載について

- (1) 収支報告書への不記載の理由について
- (2) 収支報告書不記載について支援者から適正処理を促された事実について

大きな4項目目として、令和3年8月28日に皆川市長が支援者に100万円を渡したことについて

- (1) 100万円を支援者に渡した事実と理由について
- (2) 100万円を渡したときの状況について
- (3) 100万円授受後の支援者とのやり取りについて

5項目目として、令和3年12月23日の収支報告書の1回目の訂正について

- (1) 訂正に至った経緯と理由について
- (2) 出納責任者に対する訂正の説明・指示等について

6項目目として、令和4年1月17日の収支報告書の2回目の訂正について

	<p>(1) 2回目の訂正に至った経緯と理由について (2) 出納責任者に対する訂正の説明・指示等について 以上の項目となっております。</p> <p>2ページ目には、同じ6項目について委員からの質問ということで想定しております。</p> <p>3ページ目の支援者に対する主尋問、これも市長の主尋問を柱にして支援者に関わる項目、1項目目は市長の質問番号1。2項目目は市長の質問番号の3。3項目目は市長の質問番号4。それを支援者に対してという質問になっております。委員尋問は同様でございます。</p> <p>4ページ目出納責任者への主尋問、1項目目これは市長質問番号2と同じでございます。2項目目市長の質問番号3。3項目目は市長の質問番号4。4項目目市長の質問番号の5番。5項目目は市長の質問番号の6番これに沿った質問内容となっております。</p> <p>5ページ目は委員尋問、同様の項目でございます。</p> <p>6ページ目元県議への主尋問、1項目目市長の質問番号の4に関する項目となっております。質問の事項提案については以上でございます。</p>
佐藤博幸委員長	はい、ただいま提案者からの説明がございました。このことについて協議を行います。何かご意見ございますか。はい、菅井委員
菅井巖委員	支援者に関わる委員長の尋問の関係で3ページの2番目(1)収支報告書への不記載の理由についてっていうのは、支援者に聞くところとしては不記載の事実を知ったことについて聞くわけで、不記載の理由っていうか、それは市長並びに出納責任者に聞くわけであって、この記載ではないかなと思いますので、そのことについてちょっと文言だけ修正された方がいいかなと思っています。
佐藤博幸委員長	はい、ただいまのことについて提案者からの説明お願いします。
五十嵐一彦委員	はい、ただいま菅井委員からご指摘あったとおり、ここは修正しなければいけないかなと考えております。
佐藤博幸委員長	確認です。菅井委員もう一度お願いします。どのように修正をしたらよろしいですか。
菅井巖委員	収支報告書への不記載の事実を知ったことについてとか。 事実を知ったことについて。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員今までよろしいですか。
五十嵐一彦委員	了解いたしました。
佐藤博幸委員長	ほかの委員は、ほかのことについてはいかがですか。ございませんか。よろしいですか。はい、田中委員
田中宏委員	今事実っていう言葉が使われていたんですけども、この全ての質問項目の中で事実っていう言葉が何回か出てきます。あと状況っていう言葉とか出でますけど、この事実っていうのは事実の存否について

	とかいうような意味合いでしょうか。
	例えば1ページで言ったら1番最初100万円授受の事実についてという質問項目なんですが、これって事実があったかどうかというようなことについてという意味なのか、ちょっと僕状況についてっていうことを聞きたいのと（1）と（2）の違いとかちょっとよく分かんなくて事実について。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	改めて証人に対する尋問でございますので、事実について確認した上で質問を進めていきたいということでございます。
佐藤博幸委員長	状況については、そのときの詳しい受け渡しの状況について質問するという意味でございます。
	はい、田中委員いいですか。はい、ほかにございますか。いいですか。じゃあなければ進めます。
	それでは内容については、よろしいということですので、ここで内容の確認の意味で賛成の委員の挙手を求めます。
	はい、全員賛成です。じゃあこの内容で進めてまいりたいというふうに思います。それでは採決する順番は、証人尋問をする順番で行います。よろしいですか。
	はい、それでは初めに出納責任者に対する尋問について採決を行います。出納責任者…いましたからいいか。一緒ということでよろしいですね、はい、すみません。はいということでじゃ4人一緒に賛成。
	ここまで協議で証人尋問する順番及び尋問事項が決まりました。次に、委員会で証人を喚問する際の議決事項であります。出頭を求める日時・場所について協議を行います。はい、石塚委員
石塚慶委員	動議を提出します。証人についてはプライバシーの保護の観点から秘密会を先方が希望する可能性もあります。
	これから協議するその日程等については、この場で、公開で協議することについて証人尋問の日時・場所が特定されてしまう可能性がありますので、証人のプライバシーが守られないおそれがあると思います。これから協議については、秘密会で協議することについて動議を提出させていただきます。
佐藤博幸委員長	はい、今石塚委員から動議が提出されました。お諮りします。本動議のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。
	はい、賛成多数であります。よって、そのように決しました。
	委員外議員以外の傍聴を認めないこととしますので、一般傍聴者及び報道機関の方々の退出を求めます。暫時休憩します。
	(暫時休憩)
	再開します。委員及び委員外議員の皆様に申し上げます。会議規則第113条の規定により、秘密会の議事は何人も密性が継続する限

り他に漏らしてはならないことになっており、他に漏らした場合は、懲罰の対象になりますのでご留意願います。

それでは改めて、出納責任者、元県議、支援者、市長の証人尋問の日時・場所について協議を行います。本日は、証人尋問、1番 出納責任者、2番 元県議を中心に協議を進めていきたいと思います。事前に証人と日程調整を行いますが、いつ頃をめどに証人尋問を行うかを聞き取ればよいかということでございます。2番、証人からの回答期限、例えば5月10日頃というのはどうだろうかということでございます。このことについてご意見ございませんか。はい、佐藤委員

佐藤昌哉委員

日程決めるのもいいですけれども、先ほど言ったその記録の請求によって、その記録によってですね、その尋問の内容が付加されたり、少し変わってくる可能性もあるので、その辺の兼ね合いも考慮された方がいいのではないかなと思います。

その記録の請求で、来てからそういう尋問を検討する可能性がある方以外の人から先にやるっていうことでは、…は決まってからですけども、その辺の日程的な兼ね合いもですね、ちょっと考慮した方がいいのではないかなというふうに思いますけれども。記録の請求で…ま、そういうことですけども。

佐藤博幸委員長

今協議を行うのは、証人順番、1番 出納責任者、それから2番 元県議、このお二人についてですね、協議をしたいと思いますが、それでよろしいですか。

はい、一応事務局との打合せですね、先ほど申し上げましたけれども、日程調整として5月の下旬にですね、行いたいと思っておりますので、ただこのことについては、証人の方の日程をお聞きしないといけませんので、その辺の日程調整をですね、事務局を通じてやっていただきたいというふうに思っております。

それから証人から日程調整の回答をですね、5月10日頃までにはいただければというふうに、今の段階では考えております。このことについてよろしいですか。今の申し上げました日程をめどに調整を進めてまいりたいと思います。

それでは、1番 出納責任者、2番 元県議の証人尋問の日時については、5月下旬を目安に正副委員長と事務局で日程を調整の上、証人に照会していくので、正副委員長にご一任願います。よろしいですか。はい、ではそのように進めます。

また、本調査特別委員会の運営要領では、報道機関から撮影・録音の申出があった場合は、委員長が証人等のご意見やご要望をお伺いした上で、委員会に諮り、許可等を決定することとなっております。

証人尋問の当日に、報道機関から撮影・録音等の申出が出された場合、事前に証人のご意見・ご要望を聞き取りしておかないと、報道機

関との意思疎通が上手くいかず、円滑な議事運営に支障を来すおそれがあります。そのようなことから、他団体では、

- 1 報道機関の写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、一切認めない。
- 2 報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、開会から証人の入室までを許可し、その後は認めない。
- 3番 報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、開会から証人が宣誓を行う直前まで許可し、その後には認めない。
- 4番 報道機関による写真撮影及びテレビカメラ等の撮影及び録音については、開会から閉会まで認める。

というように4つの例がございます。これを事前に証人に聞き取りをしている事例もあるようですが、本委員会におきましても、報道機関からの申出を想定して、事前に証人に対して、1から4の希望を取ることについて、正副委員長にご一任願いたいと思って考えております。

また、本調査特別委員会の運営要領の5 証人の出頭（4）では、証人からの補佐人同伴願いの申出がある場合は、証人は補佐人同伴の願いを提出し、委員会の許可を得ると定めています。このことから、日程調整と合わせて、補佐人同伴願いの申出についても、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、よろしいですか。はい、じゃそのようにしたいと思います。

はい、菅井委員。はい、副委員長、どうぞ。

今、委員長からあって、正副委員長とあったんで、皆さんから何かご意見があれば今受け賜わった方が。

そうですね。はい、じゃあ今ほど申し上げましたことについて、確認・質問、そしてご意見いただきたいと思います。はい、石井委員

今、報道関係についてだけという話で、秘密会ということでもなく、傍聴もできるけど…

傍聴と、報道機関と…

傍聴も…

秘密会の場合は。あと委員外議員だけ残って参加してもいいと。報道機関はだめですね。報道機関と一般傍聴もだめですね。そうですね。

はい、石井委員

その形態というのは秘密会という扱いになるのか、ならないのか。ただ制限を掛けるというだけなのか、秘密会になるのか。というのが、例えば、その秘密会でやったことが罰則ある訳ですので、報告書を作っていく場合、判断する場合、それも何も公にできないけれども結論だけ書くっていう形の報告になっていくのか。

	ちょっとその証人のプライバシー等を守るということで秘密にした場合、報告する内容も何もないけど結論だけ書かれているのか、その辺が曖昧というか分からない状態なので、秘密会なのか、そうじやないのかと、その報告の仕方だとか、ある程度公開するべきところを公開しないと報告も何もできないのかなと思ったので。その辺ってなんか今説明できる部分があれば。
佐藤博幸委員長	はい、今ほどのご意見ご質問は2件あったかと思います。秘密会ということの定義って言いますかね、どこまでの範囲かということについては、一般傍聴者それから報道機関は入室ができないということになります。
	そしてちょっと待ってくださいね。そして2点目は、その内容について秘密会の内容について、後日最終的に報告書にまとめるという段階が来るわけです。そのための報告書を作るために、事務局ではその記録のために報告書を作るために記録をとります。それについて、また、報告書の作成の段階になりましたら、その報告の内容について皆さんと協議を行います。その記録に基づいてですね。はい、その段階になりましたら。内容について漏らしてはならないという、秘密は守っていただきたいという先ほど申し上げたところですね。その段階まで。よろしいですか。はい、ございますか、佐藤委員なんか手挙がりそうだったんですけど大丈夫ですか。はい、佐藤委員
佐藤昌哉委員	釈迦に説法の部分もあるかもしれませんけれども、会議規則では、112条と113条の規定ということで、まさにこの秘密会ということで112条では、委員長は傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を退去させなければならないということと、あと113条では、秘密保持、議事録は基本公開しないということになっていますので、それは規定されています。
	あとさっき言った部分で、内部でどれだけできるかっていうことがありますけれども公開は一切できないと思っています。それでよろしいですか。確認です。
佐藤博幸委員長	はい、ありがとうございます。確認の意味で今読んでいただきました。そういう理解で皆さんお願いできますか、いいですか。
	はい、田中委員。
田中宏委員	先ほど2人の証人について日程調整をというような話だと思うんですけどけれども、それで概要の9ページに同日に複数人の出頭を求める場合っていう規定がありますけれども、同日を想定されていますかという。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。2人一緒に同室で同時にということではなくて、同日の午前と午後と分けてやりたいと思っております。
	はい、ほかにございますか。はい、秋葉委員。

令和4年4月28日 第5回 100条調査特別委員会 会議録

秋葉雄委員	確認ですけど、これはまず証人になる人の確認をとるんですね。で秘密会にするかしないかっていうことについても確認をした上で決するということで、今は1番、2番、出納責任者と元県議の方っていうことになっていますけど、例えば市長の場合なんかは公人だからそんな秘密会とかっていうことはあり得ないじゃないかなということを思いますけれども、それも一応あれですか、とるんですか。
佐藤博幸委員長	それはその段階でまた3番、4番の方については、またどのようにするか決めたいと思いますが、今ご意見のようにですねやはり市長の場合は公人ですので、他の一般の証人の方とは違う扱いになるのかなというふうに思います。 というのはやはり公開ということになるかとは思っております、今の段階でですね。また後日この委員会でですねそのことについて正式に決定をしたいと思っております。はい、黒井委員。
黒井浩之委員	私もちよつと似たような確認ですけれども、その証人が秘密会を希望した場合には、例えば日程なども基本マスコミには一切流さずにその意味では、委員とあと委員外議員まではお知らせをしても傍聴は委員外議員は認めるという形になるのか。あともう一つあと会場ですけれども、やっぱりマスコミなどは一生懸命探すと思うので、なんか人が大勢例えば市役所に来るのが、市役所が果たして適当なのか逆に市役所の方がふさわしいのか、ちょっとその辺りもちよつと正副委員長でちょっとご検討いただければと思います。
佐藤博幸委員長	はい、ただいまのご意見ですが最初に要領を決めるときにですね一応会議の場は、この委員会室と特別委員会室ということになっておりました。今のような事情があってですね、例えばこの庁舎の中には非常に来ること自体を躊躇するとかですね、来たくないとかそういうやはりご意見ご要望もあり得るかと思います。そのときはどのように対応するかですね会議の場所についても協議を行いたいと思っております。はい、石井委員。
石井清則委員	もう一点、先ほど報告の件でもあったんですけども、4人が日付を別にして聞いていった場合に、どこかで意見が食い違っているだとか偽証罪を請求しなきゃいけないってなった場合、秘密会の場合、今返答いらんんですけど、どう対応していいのかをちょっと事務局なりでこれ始まるまでまだ時間があるので、秘密会のことを例えば市長が公人だから公で喋った偽証に問えるのかどうかだとか、その辺を少し事務局側でちょっと初めてで全くわからないので整理していただいて、その秘密会の部分をどう扱っていいのかだけは明確にしていただけると。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。そのようにします。はい、ほかにございますか。いいですか。はい、菅井委員ということで調整を正副委員長で進

	<p>めたいと思います。はい、よろしくお願ひします。事務局の方も日程調整よろしくお願ひします。</p> <p>それでは今ほど事務局からですね報道機関並びに一般傍聴者から秘密会をどの時点で解除するのかというお尋ねがあつたということですので皆さんに諮りたいと思います。</p> <p>これから先はその他に入りますので、先ほど議論いたしましたそれ以外のことになります。この時点で、今の時点でですね、一般傍聴者並びに報道機関から入っていただく、いただかないということについて協議を行いたいと思います。いかがですか、はい、石塚委員</p>
石塚慶委員	<p>基本は解除でよいかと思うんですが、この後ちょっとその他で事前に配られた資料、実名が思いっきり入ったことを検討するようであれば秘密会のままでいいのかなと思います。</p>
佐藤博幸委員長	はい、石井委員
石井清則委員	<p>前回、確か名前あったとき配慮して証人のときに（「呼称で」という者あり）呼称でという話だったので前回と同じようにすれば解除しても大丈夫かと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、石塚委員今ので。ほかの委員の方のご意見もどうですか。今すぐ解除するかそれとも後ほど日程だけ、日程もここで解除しても、13は大丈夫ですね、分かりました。</p>
石塚慶委員	<p>元職員ということで申し合わせをするということであれば、問題ないかと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>じゃあ呼称でこれから先はお願ひしたいと思います。それを前提条件としてここで秘密会を解除するということでおろしいですか。</p> <p>はい、じゃあそのようにしたいと思います。じゃあ解除お願ひします。暫時休憩します。（暫時休憩）</p>
佐藤博幸委員長	<p>それでは次にその他に入ります。事前にお配りした資料の中で石井委員及び草島委員から証人喚問を求める旨の文書が提出されましたので、この文書を配付いたしております。</p> <p>現在の委員会の証人喚問についての協議は、鶴岡市長選挙の選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題に関する事項を中心に行っております。本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項に関しましては、職員アンケートの実施も控えておりますし、2つの調査事項の証人喚問を同時に進行することは、今後の委員会運営について効率性を欠く場合や混乱をきたすおそれがあるのではないかと危惧しているところでございます。</p> <p>委員長としては、このたびいただいた証人喚問の求めについて、適切な時期を見極めながら委員会に諮ってまいりたいと思いますが、ご了承願えますか。どうですか。まずは収支報告書不記載・訂正問題を先に進めたいというふうに思います。はい、よろしいですか。はい、</p>

令和4年4月28日 第5回 100条調査特別委員会 会議録

	じやあそのようにご了承願います。
尾形昌彦委員	はい、他に何かございますか。その他で、はい、尾形委員 はい、先日収支報告書の訂正に関する記録を提出いただきました。 令和4年の1月17日の訂正願と収支報告書の訂正の写しをいただいていたんですけども、2回目の訂正の日にちが変わったり、いくつか収入の部分が削除されていたりという部分が分からないものが付いているということですね。 市長の説明のペーパーにもあったものが今回各委員の方に配られた収支報告書の収入の部分に関して、私の分は少なくとも1回目の訂正の分しか反映したものでないということになっておりますので、2回目の訂正の収入の部分に関して、再度確認をいただいて記録の配付をお願いしたいというところであります。
佐藤博幸委員長	はい事務局の方で、これがあるかないか、提出していただいているか確認はできますか。はい、それでは事務局で提出していただいている資料を確認・突合して、あれば皆さんに配付をしたいというふうに思います。はい、ほかにございますか。はい、よろしいですか。 はい、それでは進めます。最後に次回の開催日時についてですが、事務局案はありますか。どうですか。はい、主幹。
事務局主幹	現在把握している議会日程等を考慮いたしますと、次回、5月13日（金曜日）午前10時でいかがでしょうかと考えております。
佐藤博幸委員長	はい、それでは次回は、今事務局から提案がありました5月13日午前10時より開催したいと思います。いかがですか。よろしいですか。はい、そのように決しました。 それでは以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。